

利益相反マネジメントの手續きに関する内規

2006年3月16日制定

2006年4月1日

施行

改正 2007年6月28日 2011年1月13日
2015年3月12日 2017年5月30日

（目的）

第1条 この内規は、同志社大学利益相反委員会（以下「委員会」という。）規程（以下「規程」という。）第4条第6項の規定に基づき、利益相反マネジメントの手續きに関する事項を定める。

（教職員等の利益相反に関する報告）

第2条 同志社大学利益相反マネジメントポリシー（以下「ポリシー」という。）IVの1に定める対象者（以下「対象者」という。）は、産官学連携活動によって生ずる各自の利益相反に関する金銭的情報及び関連する事項について、委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告するものとする。

2 委員長は、前項の報告すべき事項について、利益相反自己申告書において定めるものとする。

3 利益相反自己申告書による報告は、対象者が利益相反の可能性があると認識したときに行うものとする。

4 委員長は、適切な時期に利益相反自己申告書を教職員へ配付する。

（個人情報の保護）

第3条 委員会委員、利益相反カウンセラー（以下「カウンセラー」という。）及び事務取扱者は、利益相反自己申告書、ポリシーIVの2に定める対象となる事象（以下「対象事象」という。）に関する情報等について、「同志社個人情報保護規程」を遵守し、適正に管理しなければならない。

（対象事象に関する問題解決）

第4条 対象事象に関して、本学のインテグリティが損なわれる恐れがあると認められる場合は、委員会は必要な調査を行い、問題の解決に努めるものとする。

（カウンセラーの調査及び報告）

第5条 規程第4条第2項に規定する、カウンセラーの行う「調査及び評価」は次のとおり行う。

（1）カウンセラーは、利益相反自己申告書を、ポリシーIVの3に定める「問題解決のための基準」に基づき検討し、評価する。評価の結果については、委員長に報告するものとする。

（2）カウンセラーは、利益相反自己申告書にかかわらず、前条の趣旨に従って、対象事象に関する必要な調査及び検討を行う。調査・検討の結果については、委員長に報告するものとする。

（3）カウンセラーは、委員長への報告に際しては、委員会審議の必要の有無について意見を述べるものとする。

（委員会での審議）

第6条 委員長は、前条の報告について、委員会審議が必要と認められるときは、委員会を開催し、必要な対応策を検討するものとする。

2 委員会は、審議にあたり、対象者、関係教職員等のヒアリング等必要な措置を講じることができる。

3 委員会は、当該対象事象の問題点について、対象者が産官学連携活動を円滑に行うために必要と認められる適切な指導及び助言を行うものとする。

4 委員長は、当該対象事象が、大学のインテグリティを著しく損ね、社会通念上、許容される範囲を超えていると判断されたときは、審議結果を対象者に通知するとともに、学長に報告する。

（異議申立て）

第7条 対象者は、前条第3項の「指導及び助言」及び前条第4項の「審議結果」について異議のある場合は、異議の理由を付して、委員会の再審議を求めることができる。

2 再審議の手續き、要件等については、委員会で定める。

(事務)

第8条 この内規に関する事務は、倫理審査室事務室が取り扱う。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、委員会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2017年5月30日から施行する。